

7監総第816号

令和8年2月10日

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和8年1月14日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、合理的配慮要請を無視し、不適切対応を継続する市立中学校校長らに対して給与等を支出することは、公金の浪費・不当な支出であるとして、給与の返還請求等を求めるものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

これを本件について見ると、請求人の主張の根拠は、都教育委員会の教育長、指導主事室職員及び総務部職員、市立中学校の校長、副校長及び担任並びに都教育庁の職員の不適切対応を理由とすることのみであり、都が当該職員らに対して給与を支出すること自体がいかなる財務会計法規上の義務に違反するのかに関する主張・疎明は見当たらぬ。したがって、本件請求は、本件支出の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示したものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。